

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		非常勤職員等に対する公務（通勤）災害の認定		
根拠例規及び条項		議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年規則第29号)第3条第2項		
所 管 部 課 名		企画部 人事課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第3条第3項 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年規則第5号)第4条 		
	基 準	その災害が公務（通勤）により生じたものであるか否かを、他の事例、判例等に照らし、判断する。		
	設定年月日	平成13年9月3日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 5～15日程度（注：休日は含まない。） 事故の態様により、事例研究等の期間が必要となり、処理期間が異なる。		
	内 訳	協議機関 4～5日（機関名 公務災害補償等認定委員会） 処分機関 1～10日		
	設定年月日	平成13年9月4日	最終変更年月日	
備 考				